

Subject: [mailnews262]: 令和5年度の人事院勧告分に関する公定価格に関するFAQが追加される
From: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>
Date: 2024/03/19 13:46
To: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

□■□■□■□■□ 保育所サポートデスク メールニュース □■□■□■□■□

2024.3.19

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

最近のトピックスをお伝えいたします。

◆令和5年度の人事院勧告分に関する公定価格に関するFAQが追加される◆

「公定価格に関するFAQ」の第24版が3月8日付で更新されました。以前、事務連絡

「令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和5年度補正予算における公定価格の取扱いについて」で令和5年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率（基準年度が令和4年度の施設・事業所は5.2%等）が示されましたが、①「当初単価と遡及改正単価での差額」（実際に園がもらう額）と②「人件費の改定分の算式で算定した金額」に差が生じたケースがあり、園として事務及び財政的な負担が生じないよう、その調整を行う方法がこのFAQで示されました。

（令和4年度が基準年度の場合）

1. 加算Ⅰの4.68%相当額（5.2%相当額×90%）を算出する（②の計算方法）
2. 遡及改正単価による委託費・施設型給付費の年間総額（今年度の実収入額）を算出する
3. 当初単価を適用した場合の委託費・施設型給付費の年間総額を算出する
4. 「2の額－3の額」を算出する（①の計算方法）
5. 1の額と4の額を比較し、小さい額が最低額となる
6. 5の額から社会保険料等事業主負担額を控除して配分、支給する

多くの場合は上記1の計算で算出した額が最少額になることが想定され、2～5の手順を割愛して1の額をそのまま使用することも可能です。ただ、正確なところは施設ごとに計

添付ファイル:

image001.png	0 バイト
image003.png	0 バイト
【通知】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令等の施行について.pdf	150 KB
(別添 3) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和 6 年内閣府、文部科学省告示第 1 号) .pdf	236 KB
(別添 2) 官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 18 号) .pdf	158 KB
(別添 1) 官報「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和 6 年内閣府、文部科学省令第 1 号) .pdf	178 KB